

産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金

佐賀県の伝統的地場産品の産業の振興及び持続可能な成長に繋げるため、伝統産業関連事業者5者以上が連携して新規性・独創性等の高い新商品開発や販路開拓等に取り組むグループに対し支援を行います！

※当補助金は「は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としています。

補助制度の概要

詳細は裏面に記載。

【補助金額】

一般：最大 **300**万円

重点：最大 **400**万円

補助対象となる取り組み

補助対象事業	取り組みの例
新製品開発・販路開拓等	<ul style="list-style-type: none">・伝産グループで取り組む新商品開発・伝産グループで新たに参加する展示会等への出展・伝産グループで過去に輸出等の実績が無かった国への働きかけ（展示会等への出展やバイヤー招聘等）・伝産グループで実施するインバウンド需要拡大の働きかけ（各産地の多言語対応化等）

※令和8年4月1日以降に発生した経費に限り補助対象とします。

対象事業のイメージ



(例) 新商品開発



(例) 国内外の展示会への出展



(例) 海外バイヤーの招聘



(例) 多言語対応システムの導入

公募期間

令和8年3月9日（月）～令和8年4月13日（月）

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年2月15日（月）までです。

お問い合わせ先等

◆佐賀県 産業労働部 流通・貿易課 伝統産業支援室
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
☎0952-25-7095（平日9時から17時まで、12時から13時を除く）

令和8年3月9日の12時以降
二次元バーコードから要綱・要領が
ダウンロードできます。⇒



佐賀型賃金UP
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談
ください！ ☎0952-97-8135（平日9時～17時）

相談
無料



佐賀県 事業実施者：佐賀県流通・貿易課伝統産業支援室

R8.3.6 現在

項目

補助制度の概要

対象者

- ・佐賀県内の伝統産業関連事業者5者以上が連携して新規性・独創性等の高い新商品開発や販路開拓に取り組むグループ（以下「伝産グループ」という）
 - ※伝統産業関連事業者とは以下に示す伝統的地場産品の製造・販売等を主たる業務とする事業者を指します。
 - ※伝統産業関連事業者以外が伝産グループに参画する場合は、伝産グループの構成員に占める伝統産業関連事業者数が5者以上かつ過半数以上である必要があります。
- 【国指定伝統的工芸品】【県指定伝統的地場産品】
 - 伊万里・有田焼 <県指定対象>
 - 唐津焼
 - 鹿島錦 ○佐賀錦 ○白石焼 ○諸富家具・建具 ○小城羊羹
 - 神埼そうめん ○西川登竹細工 ○うれしの茶 ○名尾手漉和紙
 - 鍋島緞通 ○肥前びーどろ ○浮立面 ○弓野人形
 - <県指定に準ずるもの>
 - 尾崎人形 ○のごみ人形 ○佐賀酒

・伝産グループの構成員全員が次の賃金UP要件または売上減少要件のいずれかに該当する必要があります。

賃金UP要件

売上減少要件

要件

- ・以下の全ての項目を満たす事業者。
 - ①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を5%以上引き上げること。※1※2
 - ②実績報告日または令和9年1月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。
 - ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。
- ※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。
- ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

- ・以下のいずれかに該当する者。
 - ①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること。
 - ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。
 - ③直近の決算書の営業利益額※4が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。
- ※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。
 - ①製造業にあっては製造原価
 - ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価
- ※4 営業利益額は、粗利益から販売費及び一般管理費を減じた金額をいう。
- ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。

補助率

- ・補助対象経費（税別）× 2/3
- ※千円未満切捨て

補助金の上下限額

- ・1グループにつき50万円～300万円【一般】
- ・1グループにつき50万円～400万円【重点】
- ※【一般】は伝産グループが取り組む事業で、創意工夫を凝らして実施する新規性・独創性等の高い新商品開発、販路開拓等に係る事業活動。
- ※【重点】は上記に該当する事業のうち、県が特に認める事業であり、次の（1）又は（2）に該当する事業。
 - （1）海外展開の取り組み
 - （2）インバウンド対策を含む取り組み

※上記は概要となりますので、詳細の要件等は必ず交付要綱をご確認ください。